

令和4年1月24日
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染者確認に伴う臨時休業の対応について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症にかかる対応につきましては、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、市立学校で感染者が確認された場合の臨時休業の要否及び期間については、「新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方」に基づき、感染状況に応じて関係部局と調整し、総合的に判断しておりましたが、現在、府内、市内における急速なオミクロン株へ置き換わり、児童生徒及び教職員への感染者も増加していることから、感染拡大リスクが小中学校に広がる可能性を考慮し、今後の臨時休業の対応については、下記のとおりといたします。

なお、PCR検査等に要する必要な時間や結果によっては延長することがあります。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開始日 令和4年1月24日(月)

2 臨時休業について

学校内に感染者が確認された場合は、教育委員会の判断のうえ、当該児童・生徒が在籍する学級を3日間臨時休業とします。ただし、感染の拡大状況、児童生徒等への影響を踏まえ、短縮又は延長することがあります。

なお、濃厚接触者等の状況から感染拡大のリスクが高いと判断した場合は、当初の感染者の最終登校日から最大2週間を臨時休業とすることがあります。

3 お願い

- (1) ご家族の方も含め、少しでも咳・鼻水・のどの痛み・発熱等の症状がある場合は決して外出せず、医療機関を受診していただきますようお願いいたします。
- (2) 臨時休業期間中に濃厚接触者に指定されたり、陽性となったりした場合は、各学校までご連絡ください。
- (3) 臨時休業期間のお子様のきょうだいについては、自宅にて健康観察を実施し、登校していただいて構いません。

ただし、臨時休業期間中にPCR検査を実施することになった場合は、検査日から検査結果が出るまでの間は、きょうだいについても登校を控えてくださいますようお願いいたします。